

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎)を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

算定要件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が適切に行われた場合に(Ⅰ)を算定するときは、1回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。(Ⅱ)を算定するときは、1回に連続する10日を限度とし月1回に限り算定する。1月に連続しない1日を7回又は10回算定することは認められないものであること。

※(Ⅱ)を算定する場合は、検査等をする医師が介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ) 肺炎(検査を実施した場合に限る)

ロ) 尿路感染症(検査を実施した場合に限る)

ハ) 带状疱疹

ニ) 蜂窩織炎

4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

主な検査・治療内容

肺炎 レントゲン、超音波検査、採血検査、点滴、内服 など

尿路感染症 検尿、採血検査、点滴、内服 など

带状疱疹 点滴、内服、軟膏塗布 など

蜂窩織炎 内服、点滴など

所定疾患施設療養費の算定状況

2022 年度算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	0	2	0	3	3	3
	日数	0	13	0	18	14	13
尿路感染症	人数	4	3	2	3	7	6
	日数	32	22	8	13	37	32
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	1	0
	日数	0	0	0	0	7	0

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	2	3	2	2	2	1
	日数	12	22	6	13	19	3
尿路感染症	人数	4	1	0	1	2	3
	日数	23	3	0	8	16	14
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	0	0	0	15
蜂窩織炎	人数	0	0	0	1	0	0
	日数	0	0	0	10	0	0